

当協会の安定供給への取り組みについて

当協会は国民及び医療関係者の皆様が安心してジェネリック医薬品を使用して頂けるよう「後発医薬品安心使用促進アクションプログラム」に定められた安定供給、品質確保、情報提供について真摯に取り組んで参りました。安定供給面においては、政府のジェネリック医薬品の使用促進策に伴う需要増に応えるため、納期の短縮、在庫の確保、品切れの防止等の安定供給対策に取り組むとともに、会員各社が製品の増産に努めて来たところで

す。こうした取り組みに加え、平成 22 年末に流通適正化委員会内に安定供給特別チームを設置し、会員企業の安定供給体制確立のための方策を検討し、平成 24 年 3 月に同チームの検討結果をまとめ、次のようなさらなる安定供給のため取り組みを行うこととしました。

<安定供給特別チームの検討結果に基づくさらなる安定供給への取り組み>

1. 「品切れ防止のための留意点」に基づき、品切れの防止を図ります。
2. さらに、ジェネリック医薬品の安定供給に支障が生じる恐れのあるレベルを設け、各社そのレベルに達しないよう努めます。
3. 仮に供給上の問題が生じ流通上の混乱が生じる恐れのある場合は、当該情報を当協会のホームページで提供するとともに、医療機関、卸の関係者の皆様に対して正確な情報を迅速にお伝えします。
4. 会員企業間の横断的な連絡を円滑に行い、相互に協力して供給不安を解消するよう努めます。
5. 「品切れ防止のための留意点」を基に、各社の製品の需要動向に応じた安定供給マニュアルを作成します。

以上、当協会は今後とも皆様が安心してジェネリック医薬品を使用して下さいよう、安定供給体制の確立に向けて万全を期して取り組んで参りますので、何卒ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

当協会の安定供給の取り組みに関するお問い合わせは、当協会ホームページ内のお問合せページからご連絡いただくようお願いいたします。